

教育公務員の政治的活動への罰則創設等の教員の管理強化に反対し、子どもたちに主権者教育を積極的に推進することを求める決議

1 本年6月17日、選挙における投票権の年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法改正法案が成立した。この改正により来年夏の参議院議員通常選挙から、高校生を含む18歳以上の国民が有権者として投票権を持つことになる。

これまでも、将来の主権者として必要な政治的な知識や判断力、批判力等を子どもに育成すること（主権者教育）は教育の主要な課題の一つであった。今般、投票権の年齢が引き下げられたことからすれば、かかる教育の役割が一層重大になることは明らかであり、各学校において主権者教育に積極的に取り組まなければならない。

2 本年7月8日、自民党政務調査会は、「選挙権年齢の引き下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」を發表し、政治参加等に関する教育の充実の必要性は認めつつ、「政治的中立性の徹底的な確立」を掲げ、教育公務員の「政治的行為」の制限違反について罰則を創設することや教職員組合の収支報告を義務付けること等を提唱した。本年9月29日に發表された文科省と総務省の作成した、教員用の指導書でも「政治的中立性」の確保が強調されている。

3 そもそも、教育は、子どもが自主的・自律的な人格を形成し成長・発達する権利（成長・発達権）及びこうした成長・発達のために必要な学習をする権利（学習権）を有することを前提に、かかる子どもの権利に対する責務として行われるべきものである。このような子どもの権利を充足するためには、子どもとの人格的接触を通じ、子どもの抱える様々な課題に日々直接向き合っている教員に、一定の教育の自由が保障されなければならない。

教育公務員特例法が、教育公務員の「政治的行為」の制限違反に罰則を設けていないのも、教育がかかる教員と子どもとの人格的接触を本質とするため、教員の精神的な自由権を強く保障する必要があるからである。

4 自民党政務調査会の提言では「政治的中立性」が強調され、教育公務員の「政治活動」への罰則創設が唱えられているが、「政治的中立性」や「政治的行為」の概念は極めて曖昧である。仮に「政治的中立性」を時の政権の見解を基準に判断することになれば、国家による教育内容の統制や教育の自由への介入に利用される危険がある。これまで、安倍政権下において、教育委員会の自主性・独立性を弱める教育委員会改悪や、政府見解の教科書への記載を求める教科書検定基準の改定が行われてきたことからすれば、かかる「政治的中立性」を口実にした教育内容統制や教育の自由への介入の危険は大きいと言わざるを得ない。

また、このような曖昧な概念で現場の教育実践を制限することは、教員の創意工夫を委縮させることにつながる。とりわけ、「政治的行為」に罰則が科されることになれば、教員は、曖昧な基準によって、自己の行った授業を理由に罰則を科される恐れが生じ、その委縮効果は甚大である。

したがって、教育公務員の「政治的行為」への罰則創設等は教員の教育の自由、ひいては子どもの学習権を侵害するおそれが極めて大きい。

5 以上より、自由法曹団は、教育公務員の政治的活動への罰則創設等の教員の管理強化に反対し、学校教育において、子どもたちに政治的な知識や判断力・批判力をはぐくむ教育を積極的に推進することを求める。

2015年 10月19日
自由法曹団 宮城・蔵王総会